┌┐　～ひとり親家庭の自立をサポートする～
└■　YELLながさき　メールマガジンVol.129　2020.9.30配信
　└ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー

このメールマガジンは、情報提供を希望する登録者のみなさま
及びスタッフが名刺交換をさせていただいた方へ
お送りしています。

_/_/_/_/　I　N　D　E　X　_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/

・特　集　……離婚に際しての財産分与について
・10月の予定……YELLながさき定期法律相談
・編集後記……気温差がありますので体調を崩されないように

■特　集　ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー

◆離婚に際しての財産分与について
表題の件で質問をいただく機会が多いので、この場を借りて少し記載説明いたします。
※今回説明します内容は、問合せの多い内容を中心にまとめた記載になりますので、この旨予めご了承ください。

夫婦が婚姻生活中に協力して築いた財産（プラスの財産）は、離婚時にそれぞれの貢献度に応じて財産分与（分配）という形で清算することとなります。
また、夫婦の共同生活を営む為に生じた債務（マイナスの財産）も分与の際に考慮される為、プラスの財産がマイナスの財産を上回る時に、プラスの財産からマイナスの財産を差し引いて、残った財産を分割するのが一般的です。
※婚姻生活中に築いた財産（プラスの財産）、結婚生活を営む為に生

じた債務（マイナスの財産）は、各夫婦によって異なりますので、一概に「これくらいの金額を受取れる」というものではございません。

先述した『貢献度に応じて分配』という点で、「専業主婦（主夫）は外に出て働いていないから、婚姻生活中に協力して築く財産に貢献したことにはならないんですか」旨の問い合わせをいただきますが、一方が働きに出て収入を得ることができるのは、その間に専業主婦（主夫）が家庭を支えているという「内助の功」が認められます。

分与対象とならない財産は
・結婚前から片方が有していた財産（独身時代に貯めた定期預金等）
・婚姻中であっても夫婦の協力とは無関係に取得した財産（相続等によって取得したもの等）

分与対象とならない債務は
・一方が結婚前に作った借金等
・婚姻生活中に、夫婦の共同生活を営む為のものとは思えない個人的な用途としての借金等（ギャンブルの為に借り入れしたお金等）

離婚時に財産分与を請求しなかった場合、離婚後であっても請求できますが、離婚後 2 年という期限がありますのでご注意ください。（離婚後 2 年以内に財産分与を請求しなければ権利が消滅します）

下に記載しますように、毎月第三水曜日に弁護士による無料法律相談（お一人様 30 分・事前予約制）もございますので、専門的なアドバイスや相談もできます。
先述しました様に、婚姻生活中に築いた財産、結婚生活を営む為に生じた債務は各夫婦によって異なりますので、ご自身のケースを相談されたいと思われた方は、ぜひお問合せください。

■ 10月の予定 ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー

◆「YELLながさき定期法律相談」
10月21日（水）13:00～16:00　《事前予約受付中》
10月の担当弁護士は鷲見 賢一 弁護士（長崎県弁護士会所属）です。
弁護士法人ALAW&GOODLOOP長崎オフィスホームページ
http://agl-law.jp/aboutus/office/nagasaki-office/

※日程等合わない場合はご相談ください。
※来所しての相談が難しい場合は、電話法律相談も行なっております。まずはお問合せください。

■ 編集後記 ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー

◆気温差がありますので体調を崩されないように
最近朝と夜は涼しさを感じられる様になってきましたが、昼は最高気温が25℃を超える時もあり、この時に外に出て日差しに当たっていると、あまり涼しさを感じられないかもしれません。
また空調が効いている建物の中にいると、少し肌寒く感じる場合もあります。
その為、汗をかいた時は拭いて水分補給を行なう、肌寒さを感じた場合はその時の自分にあった羽織れるものを準備するなど、体温調節が大事なように思います。
体調を崩されないようご自愛なさってください。

最後まで読んでいただいてありがとうございました。

_/